

# 鹿児島市タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県における本市内の飲食店への営業時間短縮要請（R3.1.25～R3.2.7）等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、本市独自の支援金を給付します。

## 申請要件

タクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く）または自動車運転代行業者で、次の全ての要件に該当する事業者

- 1 国土交通大臣の許可または鹿児島県公安委員会の認定を受けている事業者であること
- 2 令和3年1月25日時点において、本市内に九州運輸局または鹿児島県公安委員会に登録された営業所を有し、事業を営んでいること
- 3 下記のいずれかの対象車両が1台以上あること（本市内の営業所に配置する車両に限る）
  - ・ 令和3年1月25日時点で、九州運輸局に事業用自動車（一般車両）として登録されている車両（※特殊車両は除く）
  - ・ 令和3年1月25日時点で、鹿児島県公安委員会に随伴用自動車として登録されている車両
- 4 今後も事業を継続する意思があること
- 5 申請者等は暴力団等に関与していないこと

## 金額

対象車両1台あたり4万円（上限額は下表のとおり）

車両保有数	支援上限額
50台未満	20万円
50台以上100台未満	30万円
100台以上	50万円

- ※ 対象車両  
申請時点で保有する上記「申請要件の3」を満たす車両
- ※ 給付は1回限り

## 申請手続き・申請期間

以下の書類をそろえて鹿児島市へ申請（※原則、郵送）

【申請書類】※用紙サイズはA4サイズで統一してください。

- 1 タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金交付申請書（様式第1）
- 2 誓約書（様式第2）
- 3 車両数内訳書（様式第3）
- 4 市内で対象事業を営む営業所を有することが確認できる書類（〈例〉ホームページなど）
- 5 振込先口座を確認できる通帳等の写し（表紙の裏面部分）
- 6 申請書類確認チェックリスト
- 7 以下の区分ごとの必要書類

タクシー事業者	・ 許可書（一般乗用旅客自動車運送事業）の写し（有効期限内のもの） ・ 対象車両の保有状況が確認できる書類 〈例〉九州運輸局へ提出の事業計画（事業用自動車の数）書の写し、車検証の写しなど
自動車運転代行業者	・ 認定証（自動車運転代行業）の写し ・ 随伴用自動車保険（共済）の加入状況が確認できる書類 〈例〉保険（共済）証書の写し、掛金請求書の写しなど ・ 随伴用自動車の写真 ※1枚で認定番号と車両ナンバーがわかるもの

宛先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市 産業支援課 宛

※ 封筒には宛先のほか「タクシー・代行支援金申請書 在中」とご記載ください。

◆ 申請期間 令和3年2月25日(木)～令和3年3月10日(水) 消印有効

問合せ

鹿児島市 産業支援課 099-216-1322（平日8:30～17:15）

申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

鹿児島市 タクシー・代行支援金 で検索 または右のQRコードからご確認ください。

